証券コード：4718

早稲田アカデミー

第46回 定時株主総会 招集ご通知

目　次

第46回定時株主総会招集ご通知 …… 1

株主総会参考書類…… 5

　第1号議案　剰余金の配当の件

　第2号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

（提供書面）

事業報告…… 10

計算書類…… 35

監査報告…… 39

お知らせ…… 45

開催日時

2020年6月24日（水曜日）
午前10時（受付開始時刻 午前9時）

開催場所

東京都新宿区戸塚町一丁目104番地19
リーガロイヤルホテル東京
3階　「ロイヤルホールⅠ」

➡末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください

証券コード　4718
2020年６月３日

株主の皆様へ

東京都豊島区南池袋一丁目16番15号
株式会社早稲田アカデミー
代表取締役社長　　山本　豊

第46回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
　さて、当社第46回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2020年６月23日（火曜日）午後６時までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

［書面による議決権行使の場合］
　同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年６月23日（火曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。
［インターネットによる議決権行使の場合］
　当社指定の議決権行使ウェブサイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、2020年６月23日（火曜日）午後6時までに、議案に対する賛否をご入力ください。
　なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、４頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

日　時　**2020年6月24日（水曜日）午前10時（受付開始時刻：午前９時）**

場　所　**東京都新宿区戸塚町一丁目104番地19**
リーガロイヤルホテル東京　3階　「ロイヤルホールⅠ」（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

目的事項

報告事項

1. 第46期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告の内容、
　連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第46期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　**剰余金の配当の件**

第２号議案　**取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件**

以　上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次の事項につきましてはインターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttps://www.waseda-ac.co.jp/corp/ir/data/notification.html）に掲載しておりますので、本招集ご通知提供書面には記載しておりません。
   ①連結株主資本等変動計算書　②連結注記表　③株主資本等変動計算書　④個別注記表
   したがいまして、本招集ご通知提供書面は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
3. 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttps://www.waseda-ac.co.jp/corp/ir/data/notification.html）に掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染症への対応に関するお知らせ

・新型コロナウイルスの感染予防及び拡大防止のため、本株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調に十分ご留意いただき、くれぐれもご無理のないようお願い申し上げます。また、株主様の議決権は、株主総会にご出席いただくほか書面またはインターネットによって行使することができますので、そちらのご利用も是非ご検討ください。
・本株主総会会場では、マスクの着用やアルコール消毒の使用をお願いする等、感染予防の措置を講じる場合がございますので、ご理解ご協力をお願い申し上げます。
・運営スタッフは、マスクを着用して対応させていただきます。
・今後の流行状況により、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイト（アドレスhttps://www.waseda-ac.co.jp/corp/ir/）に掲載いたしますので、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2020年６月24日（水曜日）
午前10時（受付開始時刻：午前９時）

書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2020年６月23日（火曜日）
午後６時到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2020年６月23日（火曜日）
午後６時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

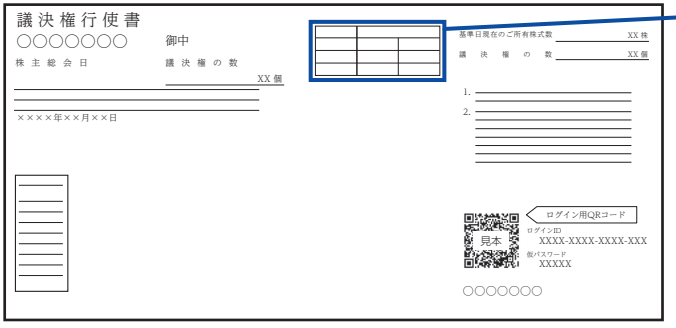

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第１号議案

- 賛成の場合→“賛”を○で囲んでください。
- 否認する場合→“否”を○で囲んでください。

第２号議案

- 全ての候補者に賛成の場合→“賛”を○で囲んでください。
- 全ての候補者を否認する場合→“否”を○で囲んでください。
- 一部の候補者を否認する場合→“賛”を○で囲み、否認する候補者の番号を欄内に記載してください。

※各議案につきましては、賛否の記載がない場合、“賛”の表示があったものとしてお取扱いいたします。

書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1　議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。

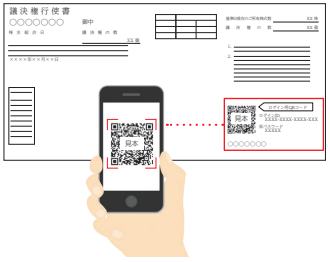

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2　以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

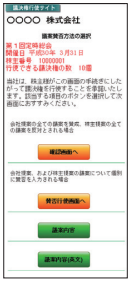

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　https://evote.tr.mufg.jp/

1　議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

2　議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

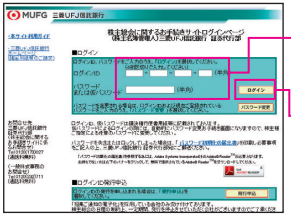

3　新しいパスワードを登録する。

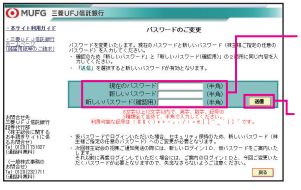

4　以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部　ヘルプデスク
0120－173－027
（通話料無料／受付時間 9：00～21：00）

第1号議案　剰余金の配当の件

剰余金の配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

・期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を、経営の重要課題の一つと認識しており、毎年の配当金につきましては、安定的な配当の維持を基本としつつ、収益状況に応じて配当性向も勘案の上、配当額の向上を検討していく方針であります。

当期の期末配当金につきましては、上記の配当方針及び収益・財政状況等を勘案し、１株当たり15円とさせていただきたいと存じます。これにより、中間配当と合わせますと１株当たりの年間配当金は20円となり、2019年４月１日付で実施した株式分割（１：２）を考慮しますと、１株当たり２円50銭の増配となります。

(1)配当財産の種類	金銭
(2)配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき15円 総額239,061,270円
(3)剰余金の配当が効力を生じる日	2020年６月25日（木曜日）

第2号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（５名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役５名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、各候補者に関して、当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏　名	現在の当社における地位及び担当	候補者属性
1	やまもと　ゆたか 山本　豊	代表取締役社長	再任
2	いとう　まこと 伊藤　誠	専務取締役　経営推進本部長 教育事業本部管掌　教務本部管掌	再任
3	こうの　ようこ 河野 陽子	常務取締役　管理部門担当	再任
4	あいざわ　よしひろ 相澤 好寛	教育事業第二本部長兼第六事業部長	新任
5	かわまた　まさはる 川又 政治	社外取締役	再任 社外 独立

再任　再任取締役候補者　　新任　新任取締役候補者　　社外　社外取締役候補者　　独立　東京証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号
1

やまもと　ゆたか
山本 豊

（1963年6月30日生）　再任

当社における地位及び担当	所有する当社の株式の数	取締役会への出席状況	在任年数
代表取締役社長	48,100株	18/18（100%）	17年

略　歴（地位、担当及び重要な兼職の状況）

- 1987年３月　当社入社
- 1991年３月　早稲田校校長就任
- 1995年10月　中央ブロック長就任
- 1997年４月　運営部長就任
- 2003年６月　取締役運営部長就任
- 2008年６月　取締役運営本部副本部長 兼運営部長就任
- 2016年６月　常務取締役運営本部長就任
- 2017年４月　常務取締役運営本部長 兼運営部長就任
- 2019年６月　専務取締役運営本部長 兼営業戦略部長就任
- 2020年３月　代表取締役社長就任（現任）

取締役候補者とした理由

運営部門の統括責任者として、商品開発、広告宣伝、マーケティング、業務システム開発等、事業運営全般において優れた企画力と実行力を発揮し、当社事業を牽引し業績拡大を推進してまいりました。また、ICTを活用した様々な改善・改革のリーダーとして、経営効率向上に資する業務体制及びシステムの構築を推進してまいりました。今後も、これらの豊富な経験と知見を活かし、当社グループの中長期的な発展と企業価値向上の実現に寄与できるものと判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号
2

いとう　まこと
伊藤 誠

（1971年5月1日生）　再任

当社における地位及び担当	所有する当社の株式の数	取締役会への出席状況	在任年数
専務取締役経営推進本部長 教育事業本部管掌　教務本部管掌	2,700株	18/18（100%）	4年

略　歴（地位、担当及び重要な兼職の状況）

- 1994年３月　当社入社
- 1997年３月　中野富士見町校校長就任
- 2001年４月　本部ブロック長就任
- 2009年４月　サクセス18ブロック長就任
- 2014年４月　大学受験部長就任
- 2016年６月　株式会社野田学園 代表取締役社長就任（現任）
- 2016年６月　取締役大学受験部長就任
- 2017年４月　取締役教務本部長 兼高校受験部長就任 教育事業本部管掌
- 2019年３月　取締役経営推進本部長 兼人材開発部長就任 教育事業本部管掌、教務本部管掌
- 2019年６月　常務取締役経営推進本部長 兼人材開発部長就任 教育事業本部管掌、教務本部管掌
- 2020年３月　専務取締役経営推進本部長就任（現任） 教育事業本部管掌（現任） 教務本部管掌（現任）

取締役候補者とした理由

小中学部校舎のブロック責任者及び大学受験部門の統括責任者として当社の業容拡大に尽力してきた後、教務本部長、経営推進本部長、教育事業本部管掌取締役を務め、的確な判断力とリーダーシップで事業を推進してまいりました。また、子会社である株式会社野田学園の代表取締役として、経営環境の変化に対応した機動的なマネジメントにより業績向上を実現してまいりました。今後も、これらの豊富な経験と知見を活かし、当社グループの経営を推進し、更なる発展に寄与できるものと判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号
3

河野陽子（こうのようこ）

（1957年4月14日生）

再任

当社における地位及び担当	所有する当社の株式の数	取締役会への出席状況	在任年数
常務取締役 管理部門担当	48,000株	17/18（94%）	15年

略　歴（地位、担当及び重要な兼職の状況）

- 1982年３月　当社入社
- 1985年９月　中村橋校校長就任
- 1987年９月　総務部長就任
- 2000年４月　管理本部副本部長兼総務部長就任
- 2005年６月　取締役副本部長兼総務部長就任
- 2008年６月　取締役管理本部長兼総務部長就任
- 2013年６月　常務取締役管理本部長
兼総務部長就任
- 2016年６月　専務取締役管理本部長
兼総務部長就任
- 2019年３月　専務取締役
IR・情報開示担当就任
- 2019年６月　取締役
IR・情報開示担当就任
- 2020年３月　常務取締役
管理部門担当就任（現任）

取締役候補者とした理由

管理部門の統括責任者として、企業体としての当社の成長発展に尽力するとともに、当社グループの経営体制の整備、コーポレート・ガバナンス及びコンプライアンス体制の強化を着実に推進してまいりました。総務・人事労務・ＩＲを中心とした豊富な実務経験と幅広い見識を有しており、今後もこれらを活かして、当社グループの更なる経営体制強化と企業価値向上に寄与できるものと判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号
4

相澤好寛（あいざわよしひろ）

（1968年７月26日生）

新任

当社における地位及び担当	所有する当社の株式の数	取締役会への出席状況	在任年数
教育事業第二本部長兼第六事業部長	15,700株	－	－

略　歴（地位、担当及び重要な兼職の状況）

- 1995年３月　当社入社
- 1997年３月　上福岡校校長就任
- 2005年３月　埼玉ブロック副ブロック長就任
- 2010年３月　城西ブロック長就任
- 2014年３月　埼玉ブロック長就任
- 2017年４月　教育事業本部副本部長兼第二事業部長就任
- 2020年３月　教育事業第二本部長兼第六事業部長就任（現任）

取締役候補者とした理由

学習塾事業の収益を支える教育事業本部において、長年にわたり校舎の運営管理・統括指導・人材育成を担当し、業績向上に貢献するとともに、難関中学受験指導のチームリーダーとしても卓越した指導力と実行力で実績伸長を実現してまいりました。今後は、これらの業務経験と知見を活かし、経営の一員として当社グループの更なる発展に貢献できるものと期待し、新たに取締役候補者といたしました。

候補者番号
5

かわまた　まさはる
川又 政治 (1949年7月2日生)

再任　社外　独立

当社における地位及び担当	所有する当社の株式の数	取締役会への出席状況	在任年数
社外取締役	4,000株	18/18（100%）	6年

略　歴（地位、担当及び重要な兼職の状況）

- 1972年 4 月　株式会社東洋情報システム（現TIS株式会社）入社
- 1991年 2 月　TOYO INFORMATION SYSTEMS (NY) CO.,LTD. 取締役社長就任
- 1996年11月　OBERON SOFTWARE,INC. 取締役社長／CEO就任
- 2001年 1 月　TIS R&D CENTER, INC. 取締役社長就任
- 2003年 6 月　株式会社エス・イー・ラボ 常務取締役経営管理本部長就任
- 2007年 8 月　TIS株式会社 北京代表処首席代表就任
- 2010年 6 月　TIS株式会社常勤監査役就任
- 2014年 6 月　当社社外取締役就任（現任）

社外取締役候補者とした理由

長年にわたり企業経営に関与し、その豊富な経験と高い見識に基づき、当社社外取締役に就任以降、客観的かつ幅広い視点から、当社経営に対する有用な意見を闊達にいただいております。今後も、独立的立場から幅広い知見を当社経営に活かしていただけるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。

（注）1．取締役候補者伊藤誠氏は、当社の100%出資子会社である株式会社野田学園の代表取締役社長を兼務しており、同社と当社は、校舎建物に関する賃貸借契約並びに管理業務及び予備校運営の支援業務に関する業務委託契約を締結しております。

2．その他の各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

3．川又政治氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。

4．当社は、川又政治氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める限度額となっており、川又政治氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。

5．当社は、川又政治氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

以　上

1. 企業集団の現況

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、企業収益や雇用環境の改善を背景に、穏やかな回復基調で推移いたしました。しかしながら、新型コロナウイルスの感染拡大が経済・社会に深刻な影響を及ぼすこととなり、先行きは極めて不透明な様相を呈しております。

学習塾業界におきましては、小学校での英語教科化やプログラミング教育の導入、大学入試制度改革の進行に加え、AIやICTを活用した教育サービスも急速に拡大し、民間教育への期待と関心が高まるとともに、企業間の差別化競争は一層激しさを増しております。

このような環境下、当社グループは“人材の採用と育成強化”“サービス品質の向上”“業務効率改善”に努め、既存事業の強化に取り組んでまいりました。

高品質な教育サービスを安定的に提供していく上で最重要となる採用に関しては、担当部門の強化等により要員計画に沿った人材獲得が進み、校舎支援を強化することができました。育成に関しても、良質な授業サービスの提供につながる研修に注力し、“顧客満足度の向上”を図ってまいりました。

また、グループ間で難関校受験対策特別講座の共同開催や講師職を中心とした人材交流を行うとともに、子会社に向けて人材採用を含む業務支援を進めてまいりました。

経営効率の改善に向けては、変形労働時間制度の活用や、校舎の事務管理業務の統括・指導を担うオペレーションセンターの設置拡大等による業務効率改善に取り組み、労務費の増加率抑制に努めました。同時にペーパーレス化の推進や校舎小口現金のキャッシュレス化等、効率化を加速いたしました。

海外事業につきましては、WASEDA ACADEMY UK CO.,LTDを新設しロンドン校を開校、SHINKENSHA U.S.A. INCORPORATED（現／WASEDA ACADEMY USA CO.,LTD.）を完全子会社化しニューヨーク校を開校いたしました。また、株式会社学研スタディエおよびその海外子会社との間で、早稲田アカデミーブランドによる海外学習塾事業に関する業務提携契約を締結いたしました。これらの取り組みにより、帰国生入試における合格実績伸長と、在外生・帰国生市場における占有率向上に注力してまいります。

国内子会社である株式会社野田学園におきましては、収益面では年度予算を上回って順調に推移するとともに、難関大医学部合格者数においても堅調な実績を残すことができました。

株式会社水戸アカデミーにおきましては、水戸本部校に経営資源を集中させる施策が成果を上げ、大幅な増収増益を達成するとともに、県立水戸第一高校合格者数が同社過去最高を更新する等、合格実績も順調に推移いたしました。

株式会社集学舎におきましては、２年連続で同社過去最高数の県立千葉高校合格者を輩出した他、難関県立高校への合格実績も順調に伸長し、当社グループが目指す「都県立難関高校の合格実績伸長」の加速に貢献いたしました。

当連結会計年度における経営成績は、売上高24,611百万円（前期比3.3％増）、営業利益1,169百万円（前期比23.4％減）、経常利益1,162百万円（前期比24.4％減）、賃貸用不動産物件の売却益220百万円を特別利益に、賃貸用不動産物件等の売却意思決定に伴う減損損失等95百万円を特別損失に計上し、親会社株主に帰属する当期純利益は772百万円（前期比16.6％減）となりました。

新年度生集客の最重要期である２月・３月に新型コロナウイルス感染症が拡大した影響で、集客が計画どおり進まなかったことに加え、感染拡大防止への取り組みとして、３月に２週間（子会社も各１～２週間）休講を余儀なくされ、春期講習会の受講生獲得においても計画を大きく下回ったことが主な要因となり、前期を下回る利益となりました。

セグメント別事業状況

教育関連事業

当事業におきましては、当社グループのブランド力を支える難関校への合格実績伸長に向け、教育・入試制度の変更に対応するためのコース仕様の見直しや講座・教材・カリキュラムの開発、指導品質の向上に直結する研修の充実に取り組みました。今春の入試においては、開成高校合格103名、早慶附属高校合格1,506名をはじめ、中学・高校・大学受験のいずれにおいても、昨年に続き合格実績が大きく伸長いたしました。

英語教育改革への対応としては、本年２月から小５・小６Ｋコース（高校受験準備コース）及び中１を対象に、当社オリジナルのカリキュラムとコンテンツによるオンライン英語学習サービスを全校舎で一斉導入し、授業・家庭学習・オンライン英語の相乗効果により受験に対応した英語４技能の効果的な指導を進めております。また、ソニー・グローバルエデュケーションとの業務提携により、小学校低学年向けの新たなＳＴＥＭ教育プログラム「CREATIVE GARDEN」を新設し、プログラミング教育への対応にも着手いたしました。

個別指導部門においては、ブランド力強化を図るため、2019年10月１日付で「個別指導MYSTA（マイスタ）」ブランドを「早稲田アカデミー個別進学館」に統合いたしました。

校舎展開につきましては、「早稲田アカデミー個別進学館」ブランドにおいて武蔵小杉校を直営化、若葉台校、調布校を新規出校いたしました。大学受験部門においては、拠点校を中心とした営業展開に切り替えるため志木校、調布校、新百合ヶ丘校を閉鎖いたしました。この結果、当連結会計年度末の校舎数は、グループ合計で163校（当社154校、株式会社野田学園２校、株式会社水戸アカデミー１校、株式会社集学舎４校、海外子会社２校）となりました。

期中平均塾生数は、期中で連結対象となった海外子会社２社を除き、小学部20,825人（前期比7.3%増）、中学部15,192人（前期比0.4%減）、高校部3,099人（前期比7.1%減）、全学部合計で39,116人（前期比3.0%増）となり、教育関連事業セグメントの売上高は24,568百万円（前期比3.4%増）、セグメント利益は4,786百万円（前期比5.4%増）となりました。



▲CREATIVE GARDENの授業の様子



▲海外と直結して提供するオンライン英語学習サービス

不 動 産 賃 貸

当事業におきましては、保有資産の有効活用を図るとともに、当社グループのコア事業である教育関連事業に人的リソースを集中させるため、当社が保有する賃貸用不動産物件の売却を進めてきた結果、一般顧客向けの賃貸物件（当社保有物件）の処分を完了いたしました。これにより、不動産賃貸セグメントの売上高は105百万円（前期比14.9%減）、セグメント利益は16百万円（前期比26.5%減）となりました。

■ 売上高構成（連結）

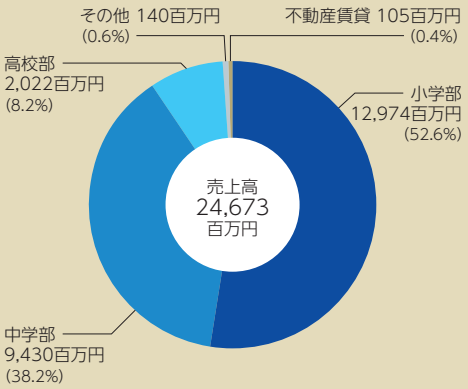

(注) 1.セグメント間の取引については、相殺消去しておりません。
2.（ ）内は構成比を表しております。

■ セグメント別売上高と塾生数の状況（連結）

報告セグメント別品目	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		
	塾生数 (人)	金額 (百万円)	前期比増減額 (百万円)
教育関連事業	39,116	24,568	+815
小学部	(20,825)	(12,974)	+906
中学部	(15,192)	(9,430)	+20
高校部	(3,099)	(2,022)	△141
その他	−	(140)	+30
不動産賃貸	−	105	△18
合計	39,116	24,673	+797

(注) 1.セグメント間の取引については、相殺消去しておりません。
2.塾生数は、期中平均の在籍人数（海外子会社含まず。）を記載しております。
3.（ ）内は教育関連事業の内数を表しております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は909百万円（賃貸借契約に基づく敷金及び保証金の差入を含む。）であり、その主なものは、以下のとおりであります。

イ．当連結会計年度中の新規出校校舎等

当社：早稲田アカデミー個別進学館若葉台校、早稲田アカデミー個別進学館調布校
上記の他、2019年５月より早稲田アカデミー個別進学館武蔵小杉校を当社直営校としております。

ロ．当連結会計年度中に実施した設備の取得又は改修等

当社：本社移転に伴う各種設備、内部造作の設置及び什器備品の購入等

ハ．当連結会計年度中に閉鎖した設備

当社：大学受験部志木校、大学受験部調布校、大学受験部新百合ヶ丘校

ニ．当連結会計年度中に売却した設備

当社：賃貸物件「スカイ狭山市」（土地・建物）
賃貸物件「セブンスターハイツ上北沢」（土地・建物）
賃貸物件「セントヒルズ池尻大橋」の８フロア（土地・建物）ほか９物件

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度は、社債の発行及び長期借入れによる資金調達は行っておりません。

なお、当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行３行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は、3,100百万円であります。

(4) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、2019年７月31日を効力発生日として、SHINKENSHA U.S.A. INCORPORATED（2019年12月23日付でWASEDA ACADEMY USA CO.,LTD.へ商号変更）の全株式を取得し、同社を当社の完全子会社といたしました。

(5) 重要な子会社の状況等

①重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社野田学園	40百万円	100.0%	中学生、高校生及び高卒生対象の大学受験予備校
株式会社水戸アカデミー	10百万円	100.0%	小学生、中学生及び高校生対象の進学塾
株式会社集学舎	10百万円	100.0%	小学生、中学生及び高校生対象の進学塾
WASEDA ACADEMY UK CO.,LTD	800千ポンド	100.0%	ロンドン在住の日本人子女（小学生、中学生）対象の進学塾
WASEDA ACADEMY USA CO.,LTD.	100千米ドル	100.0%	ニューヨーク在住の日本人子女（小学生、中学生）対象の進学塾

（注）1．当事業年度末日において特定完全子会社はありません。
2．2019年５月21日付でWASEDA ACADEMY UK CO.,LTDを新たに設立いたしました。また、2019年７月31日付でSHINKENSHA U.S.A. INCORPORATED（2019年12月23日付でWASEDA ACADEMY USA CO.,LTD.へ商号変更）の全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。

(6) 財産及び損益の状況

区　　分		第 43 期 (2016年4月1日から 2017年3月31日まで)	第 44 期 (2017年4月1日から 2018年3月31日まで)	第 45 期 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	第 46 期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)
売上高	(百万円)	20,685	22,143	23,814	24,611
経常利益	(百万円)	1,074	1,107	1,538	1,162
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	679	727	925	772
1株当たり当期純利益	(円)	40.78	43.92	58.43	48.76
純資産	(百万円)	7,040	6,998	7,625	8,242
総資産	(百万円)	12,576	14,381	15,063	15,324
1株当たり純資産	(円)	422.35	441.75	481.33	520.29

(注) 1．1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、又、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。なお、第44期から第46期までの自己株式については、役員報酬ＢＩＰ信託が保有する自己株式を含めて算出しております。

2．当社は2019年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。本頁記載の1株当たり指標につきましては、当該株式分割が第43期の期首時点で行われていたと仮定し、算出しております。

売上高
(百万円)

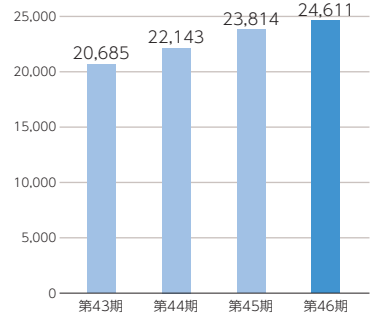

経常利益／経常利益率
(百万円)　(%)

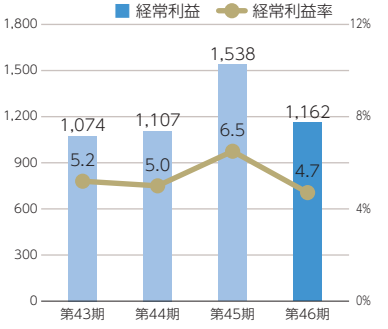

親会社株主に帰属する当期純利益
(百万円)

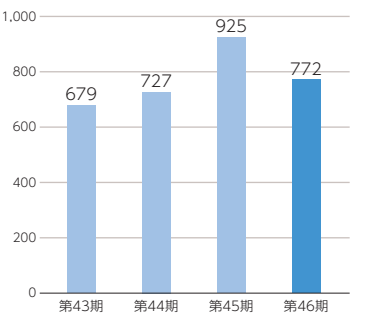

純資産・総資産
(百万円)

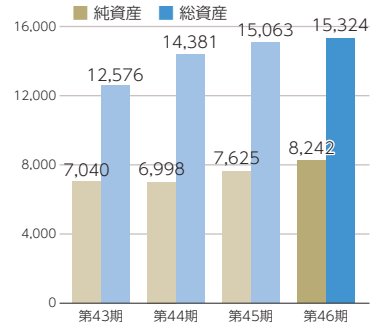

1株当たり純資産額
(円)

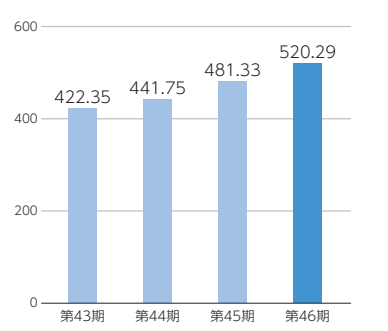

1株当たり当期純利益
(円)

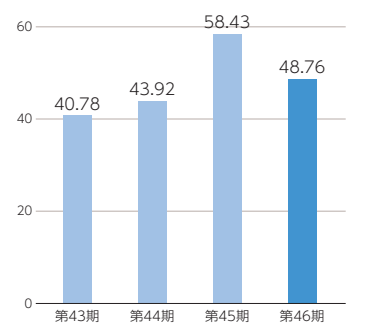

(7) 対処すべき課題

今後の見通しといたしましては、新型コロナウイルス感染症が個人消費や経済全体に大きな影響を及ぼし、景気の減速は避けられないものと思われます。また、感染症が収束に向かった後も、消費者の価値観や行動には大きな変化がもたらされることが予測されております。

教育サービス業界におきましては、AIやIoT等テクノロジーが急速に進化・浸透する中で、デジタル技術を活用した様々な学習支援ツールや教材が開発され普及しております。また、2020年度から開始される「大学入学共通テスト」や、小学校での英語教科化・プログラミング教育導入等の教育制度改革の進行に伴い、民間教育機関が担う役割も一層大きくなっております。

このような環境の中、当社グループにおきましては、いち早く変化・変革に対応し、社会や顧客からの要請に応え、教育企業としての責務を果たすべく注力してまいります。

当社では、新型コロナウイルス感染防止のため、政府や自治体から外出自粛が強く要請される中、４月上旬より順次双方向Web授業を開始し、学校の休校措置が続く子供たちに、より質の高い学習環境を継続的に提供することに全力で取り組んでまいりました。更に、模擬試験の自宅受験サポートアプリ「早稲田アカデミーＥＡＳＴ」（ご家庭で受験した解答用紙をスマートフォンやタブレットにアップロードして提出できるシステム）を新たに導入し、通塾ができない状況の中でも、学習の習熟度・定着度の把握や受験指導に必要となる各種テストを自宅で受験いただける体制を構築し、運用を開始しております。

今後も引き続き、サービスの根幹である対面授業による高品質な学習指導の提供に努めるとともに、新たな取り組みによって得たノウハウを活かし、ＩＣＴを活用したサービスの開発・拡充にも積極的に取り組んでまいります。

厳しい経営環境の中においても収益を向上させ、更には「2028年難関中学・高校・大学受験の進学塾として、すべての指標でＮｏ.１を実現する」という長期経営目標の実現に向けて、グループ一丸となり教育理念の実践に努め、既存事業の徹底強化を図ってまいります。

対処すべき課題といたしましては、以下の施策に取り組んでまいります。

- 事業推進の原動力となる人材の採用と育成強化
- 教育サービスの更なる品質向上に向けた指導システム及び学習ツールの改善、拡充
- 顧客サービス向上、業務効率改善の両面におけるICTの利活用推進
- 英語教育、海外事業等の新たな領域における事業拡大
- 内部統制及びリスク管理の強化
- グループ間のシナジー強化

当社グループを取り巻く経営環境は、依然として厳しい状況ではありますが、今後も、更に企業価値を向上させるべく、役職員一同、社業の発展に努めてまいる所存です。

株主の皆様におかれましては、引き続き、一層のご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

(8) 主要な事業内容（2020年３月31日現在）

当社グループは、当社と、当社の100％出資子会社である株式会社野田学園、株式会社水戸アカデミー、株式会社集学舎、WASEDA ACADEMY UK CO.,LTD及びWASEDA ACADEMY USA CO.,LTD.の６社で構成されており、教育関連事業、不動産賃貸を主たる事業としております。

当社グループの事業内容及び当社と関係会社の当該事業に係る位置付けは、次のとおりであります。

①教育関連事業

当社が、主に小学１年生から高校３年生までを対象とした進学学習指導を行うほか、年長生以上を対象とした英語教育、進学学習指導業務で培ったノウハウを活用した社会人対象の教育研修、自社で開発した教育コンテンツの外部販売等を行っております。進学学習指導業務につきましては、首都圏で校舎展開を行っており、全て直営方式で運営しております。

株式会社野田学園は、「野田クルゼ」の名称で、中学生、高校生及び高卒生を対象とした医歯薬系専門の大学受験予備校を運営しております。

株式会社水戸アカデミーは、「水戸アカデミー」の名称で、茨城県内で小・中・高校生を対象とした進学学習指導を行っております。

株式会社集学舎は、「ＱＵＡＲＤ（クオード）」の名称で、千葉県内で小・中・高校生を対象とした進学学習指導を行っております。

WASEDA ACADEMY UK CO.,LTDは、イギリス・ロンドンにおいて日本人子女（小・中学生）を対象とした進学学習指導を行っております。

WASEDA ACADEMY USA CO.,LTD.は、アメリカ・ニューヨーク州において日本人子女（小・中学生）を対象とした進学学習指導を行っております。

②不動産賃貸

当社は、株式会社野田学園に対して、校舎物件の一部を転貸しております。なお、当社が保有し、一般顧客に賃貸していた住居用・事業用不動産物件は、2019年10月及び11月に全物件、売却しております。

株式会社集学舎は一般顧客に対し、保有する物件の一部を賃貸しております。

(9) 主要な事業所　（2020年３月31日現在）

①当社

イ．本社　　東京都豊島区南池袋一丁目16番15号

（注）2019年８月17日に東京都豊島区池袋二丁目53番７号より、上記住所に移転いたしました。

ロ．校舎

ブランド	校舎数	都道府県別内訳
早稲田アカデミー （小・中学生対象／集団指導校舎）	113	東京都60校　埼玉県20校　神奈川県19校 千葉県13校　茨城県１校
ＥｘｉＶ（エクシブ） （小・中学生対象／難関中高受験専門塾 集団指導校舎）	5	東京都４校　神奈川県１校
ＳＰＩＣＡ（スピカ） （小学生対象／最難関中学受験専門塾）	1	東京都１校
国研（くにけん） （小５～６生・中学生対象／都立高受験専門塾 集団指導校舎）	1	東京都１校
早稲田アカデミー大学受験部 （中・高校生対象／大学受験専門塾 集団指導校舎）	7	東京都５校　埼玉県１校　神奈川県１校
早稲田アカデミー個別進学館 （小・中・高校生・高卒生対象／難関校受験対応個別指導校舎）	27	東京都16校　埼玉県４校　神奈川県４校 千葉県３校

（注）2019年10月１日付で「個別指導MYSTA（マイスタ）」ブランドを「早稲田アカデミー個別進学館」ブランドに統合しております。

②子会社

株式会社野田学園
　本社・本校・現役校　東京都千代田区神田駿河台二丁目８番
株式会社水戸アカデミー
　本社　　東京都豊島区南池袋一丁目16番15号
　水戸本部校
株式会社集学舎
　本社　　東京都豊島区南池袋一丁目16番15号
　姉崎校・木更津校・おゆみ野校・ちはら台校
WASEDA ACADEMY UK CO.,LTD
　本社・ロンドン校　　Unit 4 Acton Hill Mews,310-328 Uxbridge Road,Acton,London,United Kingdom,W3 9QN
WASEDA ACADEMY USA CO.,LTD.
　本社・ニューヨーク校　1600 Harrison Avenue,Suite103,Mamaroneck,New York 10543 U.S.A.

（10）使用人の状況　（2020年３月31日現在）

①企業集団の使用人の状況

セグメント区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
教育関連事業	934（4,770）名	+57（+116）名
不動産賃貸	－　（－）名	－　（－）名
合計	934（4,770）名	+57（+116）名

（注）１．使用人数は就業員数であり、臨時雇用者（時間講師、パート事務、契約社員及び派遣社員）数は、（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
２．上記教育関連事業に記載の人員のほか、連結子会社である株式会社野田学園におきまして、業務委託契約により授業を担当している講師が24名（当連結会計年度の平均）おります。
３．不動産賃貸に係る業務は、教育関連事業に属する従業員が担当しております。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
889人（4,619）名	+58（+108）名	37.8歳	8.54年

（注）使用人数は就業員数であり、臨時雇用者（時間講師、パート事務、契約社員及び派遣社員）数は、（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

（11）主要な借入先の状況（2020年３月31日現在）

借　入　先	借　入　額
株式会社京葉銀行	481百万円
株式会社千葉銀行	46百万円

（注）当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行３行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は、3,100百万円であります。

（12）その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式の状況（2020年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　60,000,000株

(2) 発行済株式の総数　16,669,952株

（注）１．会社法第184条第２項の規定に基づき、2019年４月１日付で当社定款第６条を変更し、発行可能株式総数は30,000,000株増加し、60,000,000株となりました。
２．当社は、2019年１月31日開催の取締役会決議により、2019年３月31日最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、2019年４月１日を効力発生日として、その所有株式１株につき２株の割合をもって株式分割を行いました。これにより、発行済株式総数は8,334,976株増加し、16,669,952株となりました。

(3) 株主数　11,647名

(4) 大株主（上位10名）

株　主　名	持株数	持株比率
株式会社ナガセ	3,012,600株	18.90%
英進館株式会社	1,830,000株	11.48%
福山産業株式会社	1,164,000株	7.30%
河端　真一	1,147,100株	7.19%
株式会社明光ネットワークジャパン	833,400株	5.22%
早稲田アカデミー従業員持株会	644,200株	4.04%
株式会社学研ホールディングス	526,400株	3.30%
中国開発株式会社	472,000株	2.96%
有限会社平井興産	386,800株	2.42%
教育開発出版株式会社	315,200株	1.97%

（注）当社は、自己株式732,534株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。又、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

所有者別株式数比率

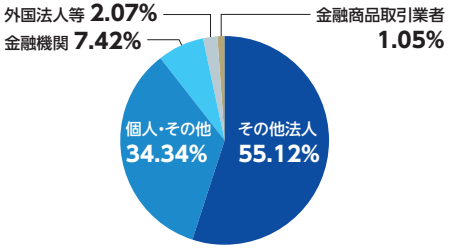

※「個人・その他」には自己株式732,534株が含まれております。

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況（2020年３月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	山本　豊	
専務取締役	伊藤　誠	経営推進本部長 教育事業本部管掌 教務本部管掌 株式会社野田学園代表取締役社長
常務取締役	河野　陽子	管理部門担当
取締役相談役	古田　信也	
取締役	川又　政治	
取締役（監査等委員・常勤）	遠藤　忠雄	
取締役（監査等委員）	原口　昌之	原口総合法律事務所代表 ＭＲＴ株式会社社外監査役 株式会社トランザス社外取締役（監査等委員）
取締役（監査等委員）	布施木　孝叔	綜研化学株式会社社外監査役 リファインバース株式会社社外取締役 株式会社アルファシステムズ社外監査役

（注）１．取締役 川又政治氏並びに取締役（監査等委員）原口昌之氏及び布施木孝叔氏は社外取締役であります。
２．取締役（監査等委員） 遠藤忠雄氏は、長年、他社や当社において財務・経理部門の責任者として経理実務に携わってきており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
取締役（監査等委員） 原口昌之氏は弁護士並びに公認会計士の資格を有しており、企業法務、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
取締役（監査等委員） 布施木孝叔氏は、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有するとともに、企業監査の豊富な経験を有するものであります。
３．情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために遠藤忠雄氏を常勤の監査等委員として選定しております。
４．当社は社外取締役の全員を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

5．当事業年度中の取締役の地位・担当及び重要な兼職の異動は次のとおりであります。

氏　　名	異　動　前	異　動　後	異　動　年　月　日
山本　豊	常務取締役運営本部長 兼営業戦略部長	専務取締役運営本部長 兼営業戦略部長	2019年６月26日
	専務取締役運営本部長 兼営業戦略部長	代表取締役社長	2020年３月１日
伊藤　誠	取締役経営推進本部長 兼人材開発部長 教育事業本部管掌 教務本部管掌	常務取締役経営推進本部長 兼人材開発部長 教育事業本部管掌 教務本部管掌	2019年６月26日
	常務取締役経営推進本部長 兼人材開発部長 教育事業本部管掌 教務本部管掌	専務取締役経営推進本部長 教育事業本部管掌 教務本部管掌	2020年３月１日
河野　陽子	専務取締役 IR・情報開示担当	取締役 IR・情報開示担当	2019年６月26日
	取締役 IR・情報開示担当	常務取締役 管理部門担当	2020年３月１日
古田　信也	代表取締役社長	取締役相談役	2020年３月１日

(2) 事業年度中に退任した取締役

該当事項はありません。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役川又政治氏及び各監査等委員は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める限度額となっております。

(4) 取締役の報酬等

①当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	員　　数	報酬等の総額
取締役（監査等委員を除く） （内、社外取締役）	5名 (1)	115百万円 (5)
取締役（監査等委員） （内、社外取締役）	3 (2)	16 (8)
合計 （内、社外取締役）	8 (3)	132 (13)

（注）1．当社は使用人兼務取締役の使用人分給与は支給しておりません。
2．取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2017年６月28日開催の第43回定時株主総会において、年額200百万円以内（ただし使用人分給与を含まず。又、上記金額の内、社外取締役分は年額30百万円以内。）と決議いただいております。また、2017年６月28日開催の第43回定時株主総会の決議により、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度を導入し、その限度額は３事業年度を対象として合計120百万円であります。
3．取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2017年６月28日開催の第43回定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。

②社外役員が子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

(5) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役（監査等委員） 原口昌之氏は、原口総合法律事務所代表、ＭＲＴ株式会社の社外監査役及び株式会社トランザスの社外取締役（監査等委員）を兼務しております。なお、当社と当該兼職先との間には特別な関係はありません。

取締役（監査等委員）布施木孝叔氏は、綜研化学株式会社及び株式会社アルファシステムズの社外監査役並びにリファインバース株式会社の社外取締役を兼務しております。なお、当社と当該兼職先との間には特別な関係はありません。

②会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は業務執行者でない役員との親族関係

該当事項はありません。

③当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査等委員会への出席状況

		取締役会（18回開催）		監査等委員会（19回開催）	
		出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役	川又 政治	18回	100%	－	－
取締役（監査等委員）	原口 昌之	17回	94%	18回	95%
取締役（監査等委員）	布施木 孝叔	17回	94%	17回	89%

（注）上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が3回ありました。

・取締役会及び監査等委員会における発言状況

イ．取締役 川又政治氏は、主に他社における経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、企業経営並びに内部管理の見地から必要に応じ発言を行っております。

ロ．取締役（監査等委員） 原口昌之氏は、主に弁護士、公認会計士としての経験及び知見に基づき、企業法務並びに企業会計の専門的見地から必要に応じ発言を行っております。

ハ．取締役（監査等委員） 布施木孝叔氏は、公認会計士としての経験及び知見に基づき、企業経営並びに企業会計の専門的見地から必要に応じ発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	41百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	41百万円

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2．当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役（監査等委員である取締役を除く）、社内関係部門及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、前事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算定根拠、並びに当事業年度の会計監査人の監査計画の内容及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について適切であると判断し、会社法第399条第１項及び同条第３項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

又、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査等委員会に請求し、監査等委員会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

①当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．取締役及び使用人は、社会規範及び倫理を尊重するとともに、法令及び定款を遵守し職務を執行する。

ロ．取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は、定期的に職務の執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務の執行状況を相互に監視、監督する。取締役の職務の執行状況は、監査等委員会監査等基準及び監査等委員会監査計画に基づき監査等委員会の監査を受けるものとする。

ハ．内部監査室は、内部監査規程に基づき、業務執行部門から独立した立場で継続的に内部統制システムの整備・運用状況についての監査及び評価を行い、その結果を被監査部門にフィードバックするとともに、取締役及び監査等委員会に適宜報告する。

ニ．取締役及び使用人の職務の執行に係る法令上疑義のある行為等について、内部通報制度を構築・運用し、不祥事の早期発見及び未然防止に努める。使用人の法令又は定款違反行為については社長が、取締役の法令又は定款違反行為については取締役会が、それぞれ具体的な処分を決定する。

ホ．反社会的勢力の排除に関しては、その基本方針・排除体制・対応方法を「反社会的勢力排除対応マニュアル」に定め、反社会的勢力を排除するための体制を構築するとともに、不当要求を受けた場合には、組織全体で毅然とした態度で対応する。

②当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制並びに子会社の取締役等の職務の執行に係る当社への報告に関する体制

イ．取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び文書管理規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理を行う。

ロ．取締役の職務の執行に係る情報の記録、保存及び管理状況について、監査等委員会の監査を受けるものとする。

ハ．子会社の取締役等は、必要に応じ当社の取締役会に出席し、会社の状況を報告する。又、取締役等の職務の執行に係る当社への報告に関し、当社の関係会社管理規程に基づき、報告体制を整備する。当該報告資料は、当社の取締役が常時閲覧できるものとする。

③当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．取締役会は、当社又は子会社の経営に対する損失の危険に対処すべく、予め想定されるリスクの把握を行い、危機発生時に必要な対応の方針と体制を整備し、損失を最小限にとどめる。会社の経営リスクに対して、適切かつ継続的なリスク管理を行うとともに、継続的に管理体制を監視し、改善を図る。

ロ. 経営上想定されるリスクの発生を未然に防止するための手続き、発生したリスクへの対応方法等を社内規程もしくは社内規則に定め、リスクマネジメントの強化を図る。
ハ. 取締役は、担当職務の執行に係る経営リスクの把握、分析及び評価を行い、取締役会等に対して、重要な経営判断資料として提供する。本部長及び部署長は、担当職務の内容を整理し、内在するリスクを把握、分析及び評価を行った上で、適切な対策を実施するとともに、担当職務におけるリスクマネジメント状況を監督し、定期的に見直すとともに、担当取締役に適宜報告する。
ニ. 不測の事態が発生した場合には、社長指揮下の対策本部を設置又は対応責任者を定め、迅速な対応による損失拡大の防止に努めるとともに、取締役会に適宜報告する。

④当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 各取締役の職務は、取締役会決議その他の社内規程に基づき決定される。これら規程は、法令の改廃、職務執行の効率化その他により、随時見直すべきものとする。
ロ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を少なくとも月１回開催するものとする。取締役会で決議する重要な事項は、経営の効率化に資するよう、経営会議等での審議を経て、取締役会で執行決定を行う。
ハ. 取締役は、経営理念の下に策定された中期経営計画及び年度予算の達成に向けて職務を遂行する。又、各事業部門の業績と改善策は、取締役会において報告され審議されるものとする。

⑤当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 当社及び子会社は、社会規範及び倫理を尊重するとともに、法令及び定款を遵守する。又、当社と子会社間における取引は、法令、会計原則、税法その他の社会規範に照らし適切なものでなければならない。
ロ. 子会社各社は、当社との連携・情報共有を密に保ちつつ、自社の規模、事業の性質その他企業個性及び特性を踏まえ、自律的に内部統制システムを整備することを基本とする。子会社の規程類は、当社の規程類に準じて整備されるべきものとする。
ハ. 当社は関係会社管理規程を定め、子会社の経営管理を行うものとする。当社及び子会社各社の取締役は、適切な内部統制システムの整備が行えるよう、意見交換し相互に協力するものとする。
ニ. 当社及び子会社の内部統制システムの構築及び管理の統括部署を経営企画室とし、監査及び評価の担当部署を内部監査室とする。内部監査室は、当社及び子会社の監査を定期的に実施することと合わせて、当社及び子会社を対象とした監査を包括的に実施することで、当社及び子会社の業務全般にわたる内部統制システムの有効性と妥当性を確保する。
ホ. 監査等委員会は、子会社の監査役と連携して子会社の業務執行状況を監査し、当社及び子会社の連結経営に対応した企業集団の業務の適正を監視、監督する。又、監査を実効的かつ適正に行えるよう内部監査室及び会計監査人との緊密な連携等、的確な体制を構築する。

⑥財務報告の信頼性を確保するための体制

イ．財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告の信頼性に係る内部統制運用実施細則」を定め、財務報告に係る内部統制に必要な仕組みを整備し、その有効な運用を行う体制を構築する。

⑦監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

イ．監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査等委員会の職務が適切に行われるよう、適時に対応するものとする。

⑧前号の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

イ．前号の使用人を置くこととなった場合には、当該使用人の指揮命令権は監査等委員会が有し、又、当該使用人の任命、異動、評価、懲戒については、監査等委員会の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保するものとする。

ロ．前号の使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査等委員会に係る業務を優先して従事するものとする。

⑨当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに子会社の取締役、監査役、使用人及びこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

イ．当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、職務の執行に関する法令違反、定款違反又は不正行為の事実、もしくは当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときには、直ちに監査等委員会に報告するものとする。

ロ．子会社の取締役、監査役、使用人及びこれらの者から報告を受けた者は、職務の執行に関する法令違反、定款違反又は不正行為の事実、もしくは当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときには、直ちに内部監査室を通じて監査等委員会に報告するものとする。

ハ．取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、担当職務の執行状況及び経営に必要な社内外の重要事項について取締役会等の重要会議において報告を行い、監査等委員は、当該会議体に出席し、職務の遂行に関する報告を受けることができる。

ニ．監査等委員会は、内部監査室と定期的に会合を開催し、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に対し報告を求めることができる。取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、監査等委員会から職務の執行に関する事項の説明を求められた場合には、迅速かつ的確に当該事項についての報告を行うものとする。

⑩監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

イ．監査等委員会への報告を行った者に対して、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いもしてはならないものとする。

⑪監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

イ．監査等委員がその職務の執行について、費用の前払い等を請求したときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないことが明らかな場合を除き、所定の手続きにより当該費用又は債務を処理する。

ロ．監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を弁済するため、毎年一定の予算を設ける。

⑫その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．監査等委員の少なくとも過半数は社外取締役とし、監査の独立性、実効性を高めるとともに、対外透明性を担保する。

ロ．監査等委員は、取締役会に出席して必要に応じ意見を述べるほか、取締役等から職務執行状況を聴取し、当社の各部署及び子会社の職務及び財産の状況調査を行い、又、監査上の重要課題等について取締役と意見交換を行う。監査等委員会が重要な会議への出席を求めた場合、これを尊重する。

ハ．監査等委員会は、内部監査室、会計監査人、子会社の監査役との定期的な情報交換を行い、連携して当社及び子会社の監査の実効性を確保するものとする。又、監査等委員会は、必要に応じて内部監査室に調査を求めることができる。

（2）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、前記「業務の適正を確保するための体制」に関する基本方針に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における当該体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

①取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について

・当事業年度においては定例取締役会12回、各決算期末及び臨時に開催した取締役会６回（合計18回）を開催し、取締役会規程並びに法令及び定款の定めに基づき、経営上の重要事項の審議・決定を行うとともに、毎月、担当取締役から職務執行状況の報告を行い、取締役の職務執行の適正性を確保しております。また、当社と利害関係を有しない社外取締役、監査等委員である取締役が毎回出席をし、取締役の職務執行の状況を監視・監督しております。

・内部監査については、内部監査規程に基づき、監査等委員会及び会計監査人とも連携を図り、「業務監査」「会計監査」「組織・制度監査」「内部統制システム評価」を実施いたしました。

・監査等委員でない社外取締役及び全監査等委員は取締役会に加え、経営会議等の重要会議に出席または資料閲覧するとともに、必要に応じて業務執行取締役及び使用人から職務執行状況を聴取し、経営監督機能の強化及び向上を図っております。
・第三者機関を窓口とした内部通報制度として「社外リスクホットライン」を設置し、内部通報制度運用規程に基づき適切に運用するとともに、運用状況は取締役会において定期的に報告・確認されております。
・反社会的勢力を排除するため、「反社会的勢力排除対応マニュアル」に基づき、本社総務部が中心となって体制を整備するとともに、社内啓蒙に努めました。

②取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について
・業務分掌規程、職務権限規程、稟議規程等の社内規程については、組織変更及び法令改廃に対応して適時改定するとともに、随時見直しを行い、取締役の職務執行の効率化を図っております。

③コンプライアンス強化に向けての取り組みについて
・コンプライアンスの強化に向けて、社内研修やマニュアル等により従業員等への教育・啓蒙を行うとともに、階層に応じて必要な法令遵守に関する知識習得のための研修を実施しております。
・個人情報保護については、「個人情報保護対策チーム」が主導して研修及び指導を行うとともに、内部監査室と連携して、各部署における個人情報の管理状態をチェックし、必要に応じて指導を行いました。

④企業集団における業務の適正を確保するための体制について
・子会社の経営管理につきましては「関係会社管理規程」に基づき、経営上の重要事項については、当社取締役会の決裁を受ける体制を整備するとともに、当社取締役会にて、子会社取締役から各社の業務執行状況の報告を行っております。又、内部監査室は、子会社に対する監査を実施し、グループ経営に対応したモニタリングを実施しております。
・各子会社の経営状態については、関係会社管理の主管部署である経営企画室が中心となり、適時に把握するとともに、定例取締役会において定期的に報告を行いました。

⑤財務報告の信頼性を確保するための体制について
・財務報告にかかる内部統制につきましては、金融商品取引法及び関係法令並びに東京証券取引所規則への適合性を確保するため、財務報告にかかる内部統制システムを構築・運用するとともに、その有効性について定期的にモニタリングとメンテナンスを実行しております。

⑥監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制について
・常勤監査等委員は取締役会・経営会議等の重要会議への出席、稟議書等の決裁書類や業務執行に関する重要書類の閲覧、必要に応じ取締役及び使用人からの職務執行状況の聴取等を行い、内部統制システムの整備・運用状況を確認しております。
・監査等委員会は内部監査室及び会計監査人、子会社の監査役と定期的に情報交換を行い、連携して監査の実効性確保を図っております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第３号に掲げる事項）は次のとおりであります。

①当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大量買付行為であっても、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。又、最終的には株式の大量買付行為に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えております。

ただし、株式の大量買付行為の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性をもたらすなど、当社の企業価値及び株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社の企業価値及び株主共同の利益の向上に資するとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な時間や情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような行為に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大量買付者との交渉などを行う必要があると考えております。

②基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上によって、株主、投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、前記①の基本方針の実現に資する特別な取組みとして、以下の施策を実施してまいります。

イ．当社の企業価値の源泉

当社は、1976年に「早稲田大学院生塾」として発足して以来、一貫して「本気でやる子を育てる」という教育理念を掲げ、自分たちの力で日本一の学習塾になろうとの目標のもと、学習塾としての原点を見失うことなく、「成績向上と志望校合格」という生徒・保護者の期待とニーズに応えることを最優先に、質の高い授業の提供に努めております。

そして、当社の企業価値は、教育理念、従業員と経営陣の信頼関係に基礎をおく組織力、組織力を生み出す企業文化、多くの利害関係者との間の信頼関係、その他の有形無形の財産に源泉を有するものであります。

当社が、かかる教育理念に基づいて、顧客や従業員への貢献を実現すれば、自ずとコーポレートビジョンが具現化され、業績向上を通じて、広い意味で社会への貢献を実現できるとともに、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させていくことができるものと考えております。

ロ．企業価値向上への取組み

当社のコア事業は学習塾経営であり、その事業運営においては「本気でやる子を育てる」という創業教育理念に基づき、単に志望校に合格することだけを目的とするのではなく、受験勉強を通じて、「自らの力で考え、困難を乗り越えていける子供を育てる」ことを基本方針としてまいりました。

当社としては、このような基本方針のもと、当社の企業価値向上を実現するべく、中長期の経営戦略を策定しております。学習塾事業の拡大・発展に留まらず、新規事業への取組みも積極的に進め、進学塾としてNo.１の姿を達成した後は、未来のリーダー育成や、日本の教育の質の向上に貢献できる“総合教育企業”への成長を目指してまいります。

ハ．コーポレート・ガバナンスについて

当社は、時代のニーズと経営環境の変化に迅速に対応することができ、かつ健全で効率的な経営組織の構築を基本としており、内部牽制及び監督機能の充実、リスクマネジメント及びコンプライアンスの強化、正確かつ迅速な情報開示に努め、企業統治が有効に機能する体制の構築を目指しております。

これまで当社は、この基本方針に基づき、内部統制システムを整備し、ガバナンスが有効に機能する体制作りに努めてまいりました。今後も、当社は、株主の皆様、顧客の皆様（生徒・卒業生及びその保護者）、取引先、従業員、地域社会等のステークホルダーの皆様からの信頼を一層高めるべく、法令・ルールの遵守を徹底し、内部統制の充実・強化に努め、企業としての社会的責任を果たしてまいります。

ニ．業績に応じた株主の皆様に対する利益還元

当社は多数のステークホルダーの皆様にご支持いただくことが、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させていくための重要な要素であると考えており、中でも株主の皆様への利益還元を強化していくことは重要な経営課題の一つと認識しております。

今後も、安定的な経営基盤の確立と株主資本利益率の向上に努めるとともに、株主の皆様への利益還元を更に強化するべく経営努力を継続してまいります。

③基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2009年５月29日開催の取締役会において、「当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」という。）の導入を決議し、直近では2018年6月27日開催の当社第44回定時株主総会において、株主の皆様に、本プランの継続をご承認いただきました。

本プランは、大量買付者が遵守すべきルールを明確にし、株主及び投資家の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大量買付者との交渉の機会を確保することを目的としております。そして、大量買付者が本プランにおいて定められる手続に従うことなく大量買付行為を行う場合や、大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行う場合であっても、当社取締役会が当該大量買付行為の内容を検討し、大量買付者との協議、交渉等を行った結果、その買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を害する大量買付行為であると認められる場合に、当社取締役会によって対抗措置が講じられる可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資さない当社株式の大量買付行為を行おうとする者に対して警告を行うものであります。

本プランの対象となる当社株式の大量買付行為とは、買付け等の結果、a. 当社の株券等の保有者が保有する当社の株券等に係る株券等保有割合の合計又はb. 当社の株券等の公開買付者が所有し又は所有することとなる当社の株券等及び当該公開買付者の特別関係者が所有する当社の株券等に係る株券等所有割合の合計のいずれかが20%以上となる者（当該買付け等の前にa. 又はb. のいずれかが20%以上である者を含む。）による買付け等又は買付け等の提案としております。

本プランにおける対抗措置は、原則として、株主の皆様に対し、大量買付者及びその関係者による権利行使が認められないとの行使条件並びに当社が当該大量買付者及びその関係者以外の者から当社株式と引換に新株予約権を取得する旨の取得条項等を付すことが予定される新株予約権の無償割当てを実施するものとなっております。

本プランにおいては、対抗措置の発動又は不発動について取締役会の恣意的判断を排除するため、当社取締役会が、取締役会から独立した委員のみから構成される「独立委員会」の判断を最大限尊重して、対抗措置の発動又は不発動を決定することとしております。又、独立委員会が対抗措置の発動に際して、予め株主総会の承認を得るべき旨を勧告した場合、又は独立委員会への諮問後であっても、当社取締役会が株主総会の開催に要する時間的余裕等の諸般の事情を勘案した上で、善管注意義務に照らして、株主の皆様の意思を確認することが適切であると判断した場合には、株主の皆様の意思を確認するための株主総会を招集し、大量買付者に対して対抗措置を発動するか否かの判断を、株主の皆様に行っていただきます。

なお、本プランの有効期間は2021年３月期に関する定時株主総会の終結の時までとされております。た

だし、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合又は当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとしております。

④前記取組みが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことについての取締役会の判断及びその理由

前記②に記載の取組みは、当社の企業価値の源泉を十分に理解した上で策定されており、前記①の基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、又、当社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

又、前記③に記載の取組みは、当社株式に対する大量買付行為がなされた際に、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、又、当社取締役会が株主の皆様のために代替案を提示し、大量買付者と交渉を行うこと等を可能とするために必要な情報や時間を確保することにより、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保又は向上することを目的として導入されるものであり、会社の支配に関する基本方針に沿うものであります。

更に、本プランは、

・買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること
・株主意思を重視していること
・独立性の高い社外者（独立委員会）の判断を重視していること
・合理的な客観的要件が設定されていること
・独立した地位にある専門家の助言を取得できること
・デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

等の理由から、前記①に記載の基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、又、当社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

（注）1．本事業報告に記載する金額、株式数等については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。ただし、比率（持株比率を除く。）の表示については、四捨五入を行っております。
2．本事業報告に記載の金額には、消費税等を含んでおりません。
3．本事業報告における数値・情報は、特に記載のない場合、当事業年度末現在のものであります。

連結貸借対照表（2020年3月31日現在）

（単位：千円）

科目	第46期	第45期（ご参考）
資産の部		
流動資産	**4,085,070**	**3,592,990**
現金及び預金	1,894,763	1,513,773
営業未収入金	1,438,903	1,500,060
商品及び製品	257,327	175,675
原材料及び貯蔵品	66,833	35,208
前払費用	419,143	357,449
その他	25,263	23,063
貸倒引当金	△17,166	△12,241
固定資産	**11,238,931**	**11,470,979**
有形固定資産	**5,369,857**	**5,562,869**
建物及び構築物	7,165,542	7,150,914
減価償却累計額	△3,936,947	△4,049,912
建物及び構築物（純額）	3,228,595	3,101,002
土地	1,240,831	1,765,976
リース資産	1,623,257	1,256,140
減価償却累計額	△939,188	△729,196
リース資産（純額）	684,068	526,943
建設仮勘定	27,996	34,071
その他	790,963	918,338
減価償却累計額	△602,597	△783,463
その他（純額）	188,365	134,874
無形固定資産	**1,568,028**	**1,818,436**
ソフトウエア	531,366	651,484
ソフトウエア仮勘定	29,672	23,311
のれん	963,155	1,052,395
その他	43,833	91,245
投資その他の資産	**4,301,044**	**4,089,673**
投資有価証券	989,772	851,152
繰延税金資産	557,330	589,385
差入保証金	2,589,331	2,593,082
その他	182,208	71,101
貸倒引当金	△17,598	△15,048
資産合計	**15,324,002**	**15,063,970**

科目	第46期	第45期（ご参考）
負債の部		
流動負債	**3,913,561**	**4,377,844**
支払手形及び買掛金	163,782	164,480
短期借入金	－	400,000
一年内返済予定の長期借入金	63,864	71,814
未払金	731,187	709,871
未払費用	850,043	837,649
リース債務	211,366	195,700
未払法人税等	296,720	518,369
未払消費税等	273,117	303,192
前受金	803,882	680,496
賞与引当金	432,567	436,713
役員株式給付引当金	12,465	－
その他	74,564	59,556
固定負債	**3,167,600**	**3,060,430**
長期借入金	464,500	528,364
リース債務	489,847	359,771
退職給付に係る負債	943,849	946,829
資産除去債務	1,243,328	1,178,422
役員株式給付引当金	－	12,465
その他	26,075	34,576
負債合計	**7,081,162**	**7,438,274**
純資産の部		
株主資本	**7,865,515**	**7,372,024**
資本金	**968,749**	**968,749**
資本剰余金	**917,698**	**917,698**
利益剰余金	**6,661,786**	**6,168,251**
自己株式	**△682,718**	**△682,674**
その他の包括利益累計額	**377,324**	**253,671**
その他有価証券評価差額金	366,997	270,592
為替換算調整勘定	△4,173	－
退職給付に係る調整累計額	14,500	△16,921
非支配株主持分	**－**	**－**
純資産合計	**8,242,840**	**7,625,696**
負債・純資産合計	**15,324,002**	**15,063,970**

連結損益計算書（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	第46期	第45期（ご参考）
売上高	**24,611,117**	**23,814,725**
売上原価	**17,734,139**	**17,107,286**
売上総利益	**6,876,978**	**6,707,438**
販売費及び一般管理費	**5,707,943**	**5,181,079**
営業利益	**1,169,034**	**1,526,359**
営業外収益	**40,783**	**48,035**
受取利息	90	65
受取配当金	21,336	23,581
受取保険料	8,151	4,266
自動販売機収入	2,451	2,517
広告掲載料	–	10,000
その他	8,752	7,605
営業外費用	**46,863**	**36,335**
支払利息	16,479	19,313
固定資産除却損	21,782	16,165
賃貸借契約違約金	4,846	–
その他	3,754	856
経常利益	**1,162,954**	**1,538,058**
特別利益	**220,462**	**15,156**
固定資産売却益	220,462	15,156
特別損失	**95,233**	**16,891**
固定資産売却損	7,137	–
減損損失	88,096	16,891
税金等調整前当期純利益	**1,288,183**	**1,536,324**
法人税、住民税及び事業税	539,898	668,328
法人税等調整額	△24,154	△57,708
当期純利益	**772,440**	**925,703**
非支配株主に帰属する当期純利益	–	–
親会社株主に帰属する当期純利益	**772,440**	**925,703**

貸借対照表（2020年3月31日現在）

（単位：千円）

科目	第46期	第45期（ご参考）
資産の部		
流動資産	**3,170,452**	**2,687,332**
現金及び預金	1,069,686	713,371
営業未収入金	1,345,338	1,417,759
商品及び製品	251,222	165,621
原材料及び貯蔵品	61,103	32,735
前払費用	409,438	349,982
その他	49,106	17,735
貸倒引当金	△15,443	△9,872
固定資産	**10,905,542**	**10,888,457**
有形固定資産	**3,971,935**	**4,175,765**
建物	5,870,730	5,897,320
減価償却累計額	△3,471,743	△3,627,449
建物（純額）	2,398,986	2,269,871
構築物	116,862	126,141
減価償却累計額	△90,328	△94,420
構築物（純額）	26,534	31,721
工具、器具及び備品	689,550	787,399
減価償却累計額	△530,137	△672,283
工具、器具及び備品（純額）	159,412	115,115
土地	683,318	1,208,464
リース資産	1,604,759	1,237,641
減価償却累計額	△927,275	△721,121
リース資産（純額）	677,483	516,520
建設仮勘定	21,296	34,071
その他	6,686	－
減価償却累計額	△1,783	－
その他（純額）	4,903	－
無形固定資産	**568,796**	**747,040**
借地権	－	36,138
ソフトウエア	498,197	633,529
ソフトウエア仮勘定	27,802	21,151
のれん	4,931	7,428
その他	37,865	48,792
投資その他の資産	**6,364,810**	**5,965,650**
投資有価証券	975,242	833,276
関係会社株式	2,122,539	1,968,067
長期前払費用	162,176	53,863
関係会社長期貸付金	19,807	－
繰延税金資産	507,867	524,168
差入保証金	2,576,828	2,585,874
その他	13,500	11,000
貸倒引当金	△13,150	△10,600
資産合計	**14,075,995**	**13,575,789**

科目	第46期	第45期（ご参考）
負債の部		
流動負債	**3,462,215**	**3,765,232**
買掛金	155,301	155,002
短期借入金	－	400,000
リース債務	207,353	191,714
未払金	682,848	599,392
未払費用	788,874	783,825
未払法人税等	274,723	433,506
未払消費税等	244,321	293,265
前受金	610,608	445,026
預り金	53,399	47,887
賞与引当金	420,801	413,210
役員株式給付引当金	12,465	－
その他	11,518	2,400
固定負債	**2,710,723**	**2,496,633**
リース債務	486,866	352,776
退職給付引当金	944,066	904,304
預り保証金	51,402	59,623
資産除去債務	1,228,388	1,167,462
役員株式給付引当金	－	12,465
負債合計	**6,172,939**	**6,261,865**
純資産の部		
株主資本	**7,534,807**	**7,044,171**
資本金	**968,749**	**968,749**
資本剰余金	**917,698**	**917,698**
資本準備金	917,698	917,698
利益剰余金	**6,331,078**	**5,840,398**
利益準備金	17,388	17,388
その他利益剰余金	6,313,689	5,823,009
別途積立金	220,000	220,000
繰越利益剰余金	6,093,689	5,603,009
自己株式	**△682,718**	**△682,674**
評価・換算差額等	**368,248**	**269,752**
その他有価証券評価差額金	368,248	269,752
純資産合計	**7,903,055**	**7,313,923**
負債・純資産合計	**14,075,995**	**13,575,789**

損益計算書（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	第46期	第45期（ご参考）
売上高	**23,183,098**	**22,398,409**
教育関連事業売上高	23,086,928	22,283,781
不動産賃貸売上高	96,170	114,627
売上原価	**16,802,766**	**16,201,177**
教育関連事業売上原価	16,717,298	16,102,812
不動産賃貸売上原価	85,468	98,365
売上総利益	**6,380,332**	**6,197,231**
販売費及び一般管理費	**5,304,676**	**4,833,524**
営業利益	**1,075,655**	**1,363,706**
営業外収益	**58,156**	**69,668**
受取利息	74	34
受取配当金	18,790	22,288
受取保険料	4,972	4,233
業務受託料	22,397	25,500
広告掲載料	–	10,000
その他	11,920	7,611
営業外費用	**39,504**	**27,021**
支払利息	9,134	10,800
固定資産除却損	21,782	16,165
賃貸借契約違約金	4,846	–
その他	3,740	55
経常利益	**1,094,307**	**1,406,353**
特別利益	**219,819**	**15,156**
固定資産売却益	219,819	15,156
特別損失	**95,233**	**16,891**
固定資産売却損	7,137	–
減損損失	88,096	16,891
税引前当期純利益	**1,218,893**	**1,404,618**
法人税、住民税及び事業税	476,476	568,956
法人税等調整額	△27,168	△46,925
当期純利益	**769,585**	**882,588**

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月15日

株式会社早稲田アカデミー
　取 締 役 会　御 中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　伊　藤　恭　治　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　林　　美　岐　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社早稲田アカデミーの2019年４月１日から2020年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社早稲田アカデミー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月15日

株式会社早稲田アカデミー
　取 締 役 会　御 中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　伊　藤　恭　治　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　林　　美　岐　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社早稲田アカデミーの2019年４月１日から2020年３月31日までの第46期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注意事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第46期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制システムの関連部署と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、定期的に子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年５月18日

株式会社早稲田アカデミー　監査等委員会

常勤監査等委員・取締役　遠　藤　　忠　雄　㊞

監査等委員・社外取締役　原　口　　昌　之　㊞

監査等委員・社外取締役　布　施　木　孝　叔　㊞

以　上

[ご参考]
お知らせ

配当金及び株主優待制度のご案内

配当金について

当期の期末配当金につきましては、1株当たり15円とさせていただく予定で、中間配当を含めますと1株当たりの年間配当金は20円となります。2019年4月1日付で実施した株式分割（1：2）を考慮しますと2円50銭の増配となります。

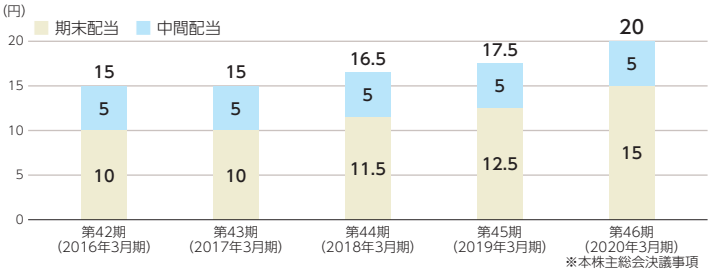

※2019年4月1日付で行った1：2の株式分割を考慮して記載しております。

株主優待制度について

当社株式への投資の魅力を高め、より多くの皆様に中長期的に当社株式を保有いただけるよう、株主優待制度を導入しております。

なお、3年以上保有の皆様には、額面を増額しております。

基準日	優待内容			保有株数に関わらず一律贈呈	贈呈時期（予定）
3月末	当社株式を100株以上保有する株主様	継続保有期間	3年未満：QUOカード1,000円 3年以上※1：QUOカード2,000円		毎年6月の定時株主総会開催後に発送
9月末	当社株式を100株以上保有する株主様	継続保有期間	3年未満：株主優待券5,000円相当 3年以上※1：株主優待券10,000円相当		毎年11月下旬に発送

※1．同一株主番号で3月31日及び9月30日の株主名簿に連続7回以上記載又は記録された株主様
※2．上記は昨年度の株主優待品のデザインです。

メ　モ

第46回　定時株主総会　会場ご案内図

日　　時

2020年6月24日（水曜日）午前10時～

場　　所

東京都新宿区戸塚町一丁目104番地19
リーガロイヤルホテル東京　3階　「ロイヤルホールⅠ」
会場TEL：03-5285-1121

交通機関のご案内

- **都電荒川線早稲田駅**　改札を出て徒歩約3分
- **東京メトロ東西線早稲田駅**　3a出口より徒歩約10分
- **東京メトロ有楽町線江戸川橋駅**　1b出口より徒歩約15分



早稲田アカデミー

VEGETABLE OIL INK

UD FONT　見やすく読みまちがえにくい ユニバーサルデザインフォントを 採用しています。